

# 第 27 回（定例）北はりま消防組合議会会議録

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

北はりま消防組合議会



## 1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 第2号議案 平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第4 第3号議案 北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件
- 第5 第4号議案 北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例制定の件
- 第6 第5号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 第6号議案 北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第7号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 第9号議案 北はりま消防組合指定金融機関の指定の変更の件
- 第11 第10号議案 平成30年度北はりま消防組合一般会計予算

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 岡崎義樹君
- 2番 原田久夫君
- 3番 長谷川勝己君
- 4番 清水俊博君
- 5番 村井公平君
- 6番 植田通孝君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

## 4 欠席議員（なし）

## 5 説明のため出席した理事者（18名）

### 管理者

加東市長 安田正義君

### 副管理者

西脇市長 片山象三君

加西市市長 西村和平君

多可町長 吉田一四君

加東市副市長 吉田秋広君

### 消防担当課長

西脇市防災安全課長 長谷川竹彦君

加西市総務部次長兼危機管理課長 森田政則君

加東市防災課長 肥田繁樹君

多可町防災監兼生活安全課長 竹内勇雄君

### 消防本部

消防長 上田昌善君

消防部長 森本純生君

警防部長 近田俊久君

西脇消防署長 門脇健寿君

加東消防署長 小林浩太郎君

多可消防署長 服部和明君

企画財政課長 石井満君

予防課長 岡田堅三君

加西消防署副署長 三村浩義君

## 6 出席事務局職員（3名）

総務課長 友藤豊造君

総務課課長補佐 安田英揮君

総務課主任 光明和彦君

○議長（長谷川勝己君） 全員おそろいでございますので、ただいまから第27回北はりま消防組合議会定例会を開会したいと思います。

それでは開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

としは例年になく寒い日が続いておりましたが、ここに来てようやく少しずつ春の訪れを肌で感じられる季節となってまいりました。

本日、ここに第27回北はりま消防組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただきました。

本日招集されました定例会の付議事件は、補正予算、条例の制定、指定金融機関の変更、新年度予算といずれも重要な案件でございます。

何とぞ議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

開会に先立ちまして、管理者安田正義君から挨拶をいただきます。

安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、議長からもお話がございましたが、ほんの少し、この春の兆しが見え始めたのかなというふうな、そんな思いでございますが、本日、第27回北はりま消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御参集を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また平素からこの組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

今年生まれに見る大雪の年ということになったわけでございますが、穏やかな年明けであった。けれども、その後、少し振り返ってみますと、草津白根山の噴火、これは警戒をしておいた火口とは違うところでの噴火ということがございましたし、そして、福井県では、雪で車が立ち往生すると。その台数が1,000台とも1,500台ともというふうな報道されておりました。更には、これは海外の話になりますけれども、台湾、花蓮のほうで大きな地震があったということ。こんなことがございました。

間もなく東日本大震災から丸7年になろうとしてございますが、実は、平成23年3月11日でございますけれども、その前日、前日にも実は中国のほうで地震があった。更には、その約1か月前に、これはニュージーランドでございましたが、クライストチャーチで地震があった。こんなことが偶然にしろ、そういうことがあったということでございます。今年は、そんなことにはならないだろうというふうに思っておりますけれども、本当に、いつ何が起こるか分からない、そんな思いをいつもこうしておるところでございます。

また、この北はりま消防組合管内におきまして、先月26日でございます、西脇市内

で早朝に住宅が全焼をして、1名の方が亡くなられた。そして、活動中の消防職員1名が負傷をしたという、こんなことがございました。また、同じく30日には、加西市内で倉庫が全焼するという、こういう火災が発生したということでございます。

よく「災害は忘れたころにやってくる」というふうに言われますけれども、決してそうではない。忘れるまでもやってくるという、そんな思いを常に持つておかなければならないのではないかと、そんなふうに思うところでございます。

本日私どもから御提案を申し上げます案件につきましては、平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算、更には、本部の移転に伴うものも含めまして条例の制定2件、条例改正4件、そして、本部移転に伴いまして指定金融機関の変更をするもの。更には、平成30年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、以上9件でございます。何とぞ御審議をいただきまして、原案のとおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

午後2時30分 開会

### 開 会 宣 言

○議長（長谷川勝己君） 管理者の挨拶が終わりました。

ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第27回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川勝己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により議長から指名いたします。

7番、大畑一千代君、8番、笹倉政芳君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（長谷川勝己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 第2号議案

平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（長谷川勝己君） 日程第3、第2号議案 平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、石井満君。

○企画財政課長（石井満君） それでは第2号議案、平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

平成29年人事院勧告に伴う補正、年度末を見据え事務事業の確定及び執行見込みによる補正並びに事業費の確定による組合債の変更でございます。

それでは、お手元の補正予算書により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。予算書の第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,335万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出、それぞれ24億7,704万円にいたすものでございます。

続きまして、第2条、地方債の補正は、4ページの第2表、地方債の補正をごらんください。事業費の確定により、消防施設整備事業の借入限度額を6,680万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

次に、事項別明細書により御説明申し上げます。8ページをお開きください。歳入です。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 消防費市町負担金は、歳出費用の減額補正により市町負担金を減額するもので4,731万3,000円を減額し、23億9,235万1,000円にいたします。市町別の内訳は、9ページの説明欄のとおりです。また、別紙で平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）市町負担金内訳を添付いたしております。

第5款 財産収入は、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は7万円の減額で、補正後は13万円となります。財政調整基金利子を9万円減額、消防施設整備基金利子は2万円の増加です。同じく第2項 財産売払収入、第1目 物品売払収入は120万円を補正計上いたします。オークションによる消防ポンプ自動車の売払収入です。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は717万8,000円の増加で、補正後は817万8,000円となります。前年度の繰越金です。

第9款 諸収入は第2項 受託事業収入、第1目 消防費受託事業収入は1万5,000円の減額で、補正後は134万7,000円となります。兵庫県から管理委託を受けております多可町の3つのトンネル非常警報装置の管理受託収入です。

同じく第3項 雑入、第1目 雑入は116万9,000円の増加で、補正後は469万2,000円となります。増加の主な要因の電気代は、西脇市消防コミュニティ消防センター一分と東条庁舎新館分です。

説明欄は11ページとなります。

建物総合損害共済は、昨年8月に落雷被害を受けました多可消防署の指令センター設備の改修に伴う全国市有物件からの共済金です。

第10款 組合債、第1項 組合債、第1目 消防債は、消防車両更新の事業費確定に

より550万円を減額し、補正後は6,680万円となります。

続いて12ページをお開きください。歳出です。第2款 総務費、第1項 総務費、第1目 総務費は121万2,000円を減額し、補正後は3,185万円となります。

13節 委託料100万2,000円の減額は、固定資産台帳の財務書類作成業務及び財務会計システム整理業務の契約額確定による減額です。

14節 使用料及び賃借料の38万9,000円の追加は、12節の役務費、通信運搬費で例規集システム使用料及び法令改廃情報提供使用料を使用料及び賃借料へ科目変更したためです。

19節 負担金、補助及び交付金2万8,000円の追加は、財務会計システムを構築するため西脇市サーバーの負担金です。

続いて、第3款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費は、平成29年人事院勧告に伴う補正、年度末を見据えて事業費の確定及び決算見込みによる補正で969万6,000円を追加し、補正後は20億805万3,000円です。

各節の増減の主な内容ですが、2節 給料は職員214名分の給料300万8,000円を追加、3節 職員手当等は951万3,000円の追加となり、各手当は説明欄のとおり扶養手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当を追加し、住居手当、通勤手当、休日勤務手当を減額しています。

4節 共済費の328万6,000円と7節 賃金の48万8,000円の追加は、職員214名の人事院勧告による補正、嘱託職員1名と再任用短時間勤務職員7名は基本給の増加による補正です。9節 旅費は22万8,000円の減額。11節 需用費は234万5,000円の減額で、減額は消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費です。12節 役務費は52万円を減額します。13節 委託料は、契約額確定等により253万9,000円の減額です。

15ページです。14節 使用料及び賃借料は61万1,000円の減額で、機械使用料30万2,000円の減額は、コピー機のレンタル及びコピー使用料の減額です。15節 工事請負費2万7,000円の減額は、出張所の名称変更に伴う看板作製及び取付工事の契約額確定による減額です。19節 負担金、補助及び交付金は、36万7,000円の減額で、退職手当組合負担金の追加は給料の増加による増額、減額は研修負担金と行政職員派遣負担金です。27節 公課費は3万8,000円の追加で、自動車重量税です。

第2目 消防施設費は消防車両購入額の決定と西脇消防署建設事業、加東消防署建設事業及び多可北、多可南出張所建設事業に係る事業費の執行見込み等により4,971万5,000円を減額し、補正後は1億5,931万9,000円とするものです。9節 旅費は車両検査旅費を6万5,000円減額。12節 役務費16万6,000円の減額及び13節 委託料3,978万5,000円の減額は、多可北、多可南出張所建設に伴う審査委託料及び庁舎設計委託料の減額です。15節 工事請負費は消防施設整備工事を34



2万7,000円減額いたします。18節 備品購入費は化学消防ポンプ自動車1台の購入費確定による564万円の減額です。19節 負担金、補助及び交付金は63万2,000円の減額です。

続いて第4款 公債費、第1項 公債費、第1目 公債費は212万円を減額し、補正後は2億7,342万9,000円です。借入利子が予算時に比べて減ったために、計上利子の減額です。

16ページは給与費の明細書です。

以上、第2号議案、平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

御審議賜り議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

ございませんか。

岡崎議員。

○1番（岡崎義樹君） 委託料のことでちょっとお聞きいたします。設計監理委託料なんですけども、当初予算4,970万だったと思うんですが、そこが3,978万5,000円が減額となった、この理由は何でしょうか。

○議長（長谷川勝己君） 石井課長。

○企画財政課長（石井満君） 岡崎議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、岡崎議員さんからもありましたけども、予算は4,970万円でした。それが3,978万5,000円の減額になっている理由につきまして、当初、国土交通省の官庁施設の設計業務という試算がございまして、それにつきましては、面積566平米、平屋建で設計をいたしております。それを同じ施設を、2か所同じものを建てるんですけれども、その国土交通省のその官庁施設の設計の試算によりますと、1軒当たり566平米で試算しますと2,240万円ほど掛かります。それを単純に2倍をさしていただきまして、あと、地質調査をしなければなりませんので、その分を433万6,200円を予算を持っておりました。ただ、実際、入札を掛けますと、2件全く同じ施設ということもあって、このような入札の確定になったというのが経緯でございます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第2号議案、平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川勝己君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 第3号議案

##### 北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件

○議長(長谷川勝己君) 日程第4、第3号議案 北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、森本純生君。

○消防部長(森本純生君) 第3号議案、北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

制定理由でございますが、当組合は平成23年4月の設立以来、消防本部を加東市内に設置しているため、加東公平委員会に加入しておりましたが、平成30年4月1日から消防本部を西脇市内に移転するため、加東公平委員会から脱退し、新たに北はりま消防組合公平委員会を設置するものです。

次に、制定内容でございます。本則で北はりま消防組合公平委員会の設置について規定し、附則で北はりま消防組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもので、公平委員会委員の報酬を規定いたします。

施行期日につきましては、平成30年4月1日といたします。

以上、第3号議案、北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(長谷川勝己君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第3号議案、北はりま消防組合公平委員会設置条例制定の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川勝己君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 第4号議案

### 北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第5、第4号議案 北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、石井満君。

○企画財政課長（石井満君） それでは、第4号議案、北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

北はりま消防組合を構成する市町が費用の全額を負担し、当組合が土地取得及び建設等を行った財産については、費用を負担した構成市町の財産であることから、当組合が譲与を行う場合において、財産の管理及び処分方法を明確かつ迅速にすることを目的に、当組合の財産における交換、譲与、貸付け等について、必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第2条は、普通財産の交換ができる場合を定めたもので、第1項第1号は、公用又は公共用に供するため、組合が他人の所有する財産を必要とするとき、第2号は、公用又は公共用に供するため、国又は他の地方公共団体、その他公共団体において、組合の普通財産を必要とするときは、他の同一種類の財産と交換することができる旨を定めたものでございます。

第2項は、等価交換の原則を定めたもので、普通財産を交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない旨を定めたものでございます。

第3条は、普通財産の譲与又は減額譲渡ができる場合を定めたもので、第1号及び第2号は、他の地方公共団体、その他公共団体に譲渡するとき、第3号、第4号は、当該普通財産の寄附者又はその相続人、その他の包括承継人に譲渡するときの条件を定めたものでございます。

第4条は、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けができる場合を定めたもので、第1号は、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業に供するとき、第2号は、地震等の災害により当該普通財産の貸付けを受けた者が、財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができることを定めたものでございます。

第5条は、物品の交換ができる場合を定めたもので、第1項は、物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を当組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる旨を定めたものでございます。

第2項は、第2条第2項の規定を準用することを定めたものでございます。

第6条は、物品の譲与又は減額譲渡ができる場合を定めたもので、第1号は、他の地方公共団体、その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき、第2号は、当該物品又は工作物の寄附者又はその相続人、その他の包括承継人に譲渡するときの条件を定めたものでございます。

第7条は、物品の無償貸付け又は減額貸付けができる場合を定めたもので、公益上必要があるときは、他の地方公共団体、その他公共団体又は私人に、無償又は時価より低い価格で貸し付けることができることを定めたものでございます。

最後に附則で、条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第4号議案、北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 第5号議案

##### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第6、第5号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 第5号議案、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、一つ目は、平成29年人事院勧告において、民間の給与実態を反映して、月例給及びボーナスを引き上げるとともに、給与の見直しを行うことが勧告されました。

当組合におきましても、人事院及び兵庫県の人事委員会の勧告、構成市町の動向を踏ま

え、対応するものでございます。

二つ目は、平成30年4月1日より、北はりま消防組合の事務所が西脇市内へ移転いたします。それに伴い会計管理者を西脇市の会計管理者に変更し、会計事務処理を西脇市に準じるため、給料の支給日を変更するものでございます。

次に、改正内容でございますが、施行期日の関係から2条建ての構成としております。

まず、第1条は、職員給与について、国の公安職俸給表の改定率と同水準で改定し、勤勉手当を0.1か月分引き上げます。

次に、第2条です。一つ目は給料の支給日を現在、毎月16日としておりますが21日に、21日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合は、それぞれの日に改正いたします。

二つ目は、第1条に規定する6月・12月の勤勉手当の支給月数を均等にしております。

三つ目は、給料表6級以上で55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置を廃止し、附則でそれらに係る北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る項目を改正いたします。

施行期日につきましては、可決後、第1条は公布の日、平成29年4月1日から適用とし、第2条、附則第5項及び第6項関係は平成30年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第5号議案、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） この改定によります財政の影響額なんですがお教えいただきたいと思いますが、先ほどの補正予算での給与明細のほうで、第1条関係については、ここにおおむね出てるのかなというふうに思うんですけども、給料で300万8,000円、職員手当で769万9,000円ですかね、給料改定に伴う増額ですけども、それと共済費317万っていうふうに出ておりますが、おおむねこのぐらいの影響額が出るということでもいいのかどうかというのがまず1点と、第2条関係については、今後、実施されるわけですから、その影響額を知りたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時05分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

森本純生部長。

○消防部長（森本純生君） 大畑議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほど、お話がありましたように、29年度分の人事院勧告に伴う増減につきましては、補正予算で計上しました一般給与額、手当、それと共済の金額でございます。

ただ、2条関係につきましては、職員がこの後、30年度予算でお話しさせていただきますが、人員が現在214名です。30年度予算は209名ということで、人員数が変わってきておりますので、この第2条関係のアップ率っていうか、ちょっと数値は把握できておりません。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第5号議案、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第6号議案

北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第7、第6号議案 北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防部長（森本純生君） 議長。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 第6号議案、北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、当組合署所配置計画に基づき、平成30年4月1日から消防本部及び加東消防署が移転することから、それぞれの位置について改正を行うものでございます。

改正内容は、一つ目は、消防本部の位置「加東市下滝野1269番地2」を「西脇市野村町1796番地の502」に改めるものです。

二つ目は、加東消防署の位置「加東市上中3丁目25番地」を「加東市上中778番地52」に改めるものです。施行期日につきましては、平成30年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第6号議案 北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） この6号議案の関連についてお聞きしたいと思うんですが、本部が西脇市へ移転されます。その後、残るのがこの滝野庁舎で通信室の取扱い。これはどこに明記されるのか、どのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

---

午後3時10分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 原田議員の御質疑について御説明させていただきます。

消防本部につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、西脇市の方へ移転します。情報管理課については、現在、滝野庁舎であるのですが、次回の更新時期までは滝野庁舎に残るということで、特に住所地の表示ですか、その件についてはしておりません。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） この場所はどこかに明記されるのかどうかを聞いておるだけで、本部、いわゆる通信指令室ですか、指令業務のものが本来なら本部へ行くわけですけども、ここに通信室が残るとなれば、どこかのいわゆる署所として明記されるのか、なくなってしまうのか、それをお聞きしとるんです。

もう一点、この関連についてですね、消防本部、いわゆる消防長以下幹部職員が全て通信要員を残して西脇へ行かれます。そのときの大災害、いわゆる災害対応についてのマニュアル又はお考え、どういう対応をされるんでしょうか。その件について2点お聞きしたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 1点目の情報管理課の住所地の表記という件ですが、情報管理課を表記するあれはございません、住所地を表記するという。

○議長（長谷川勝己君） 原田久夫君。

○2番（原田久夫君） ちょっと質問がわかりにくかったと思うんですが、消防本部は西脇市へ移ってしまいます。ここの滝野庁舎の住所、通信指令室、加西やったら加西消防署とか、南出張所とかってあるんですけども、明記されますよね、条例を変えられて。だから、この滝野庁舎はなくなってしまうんですか、それとも、通信指令室出張所とか、そういう名称で残るんですかっていうことをお聞きしたいんです。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 先ほどの回答について、ちょっとわかりにくい回答で申しわけございません。情報管理課につきましては、消防本部の組織の中で警防部の一課として残します。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 警防部長、近田俊久君。

○警防部長（近田俊久君） 原田議員の大災害の対応について御説明させていただきます。

一応、この4月から情報管理課に最終決定じゃないですが、課長を配置する予定です。それと、災害の大きさの規模にもよりますが、何かあれば本部のほうから警防部長若しくは消防長が指令センターに集まって協議させてもらう、そういうふうな流れの予定です。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 暫時休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時17分 開議

○議長（長谷川勝己君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第6号議案、北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案



## 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第8、第7号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 第7号議案、北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、人件費単価及び物価水準の変動に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月26日公布され、本年4月1日施行されることにより、危険物施設等の設置許可・完成検査前検査・保安に関する検査に係る手数料の額が引き上げることから、本条例の一部を改正するものです。

次に、改正内容でございますが、危険物施設のうち、準特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所等の許可に係る審査、溶接部の検査及び保安に関する検査等に係る手数料を貯蔵容量に応じてそれぞれ引き上げるものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第7号議案、北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第7号議案、北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 第8号議案

### 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第9、第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 第8号議案、北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、一つ目は、平成28年11月1日付け経済産業省の容器保安規則等の一部を改正する省令に基づき文言の整理を行うものです。

二つ目は、平成25年12月19日付け総務省消防庁から、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するための制度を新たに設けるため、所要の改正を行うものです。

次に、制定内容でございますが、施行期日の関係から2条建ての構成としております。

まず、第1条は、文言の整理を行います。

次に、第2条は、防火対象物の消防用設備等に係る重大な消防法令違反状況を公表する制度でございます。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から、第2条は平成31年4月1日とし、それまでの間は、制度を実施するための周知期間としております。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第8号議案、北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） 48条関係についてお聞きいたします。今の説明の中で、重大な違反にある防火対象物という説明がありました。重大な違反とはどういうものなのか、防火対象物というのは何を指しての防火対象物なのか、それと、公表はいつ、どの時点で行うのか、それともう一点、いわゆる違反処理規程があります。違反処理規程の公示というものもあります。違反処理規程と並行してこれを行うのか、その内容について御説明をいただきたいと思っております。

消防部長、森本純生君。

○消防部長（森本純生君） それでは、原田議員の御質疑について御説明させていただきます。まず初めの重大な消防法令違反の内容ということですが、消防法で設置義務があるにもかかわらず、消防用設備のうち初期消火に有効な屋内消火栓設備、スプリンクラー設

備、それと、火災等を早期に覚知する自動火災報知設備が設置されていないものが重大な法令違反となります。

次に、防火対象物ですが、飲食店、物品販売店、ホテルなどの不特定多数の方が出入りする建物、それと、病院、福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用する建物が対象となります。

三つ目につきましては、流れとしまして立入検査を実施し、立入検査の結果、通知書を交付いたします。14日が経過して、それでも改善されない場合は公表しますということ、公表予定の7日前に通知をいたします。その後、改善されない場合は公表するという、そういう流れになります。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） わかりました。特定防火対象物という解釈でいいと私は思います。

そこで命令又はという条文がありますね。命令っていうのは防火対象物の場合、今、いわゆる立入検査されて、指導して、本来なら次に警告を出して命令という順序があります。その中のここは命令又は条例の規定に違反する場合という、もうすぐいわゆる是正されなければ公表するということの解釈でいいわけですね。

○議長（長谷川勝己君） 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

---

午後3時29分 開議

○議長（長谷川勝己君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（上田昌善君） 本来、議員御存じのように命令っていう場合は、警告いたしまして命令切るまでに数か月を要します。この公表制度の前は先ほど部長のほうから説明ありましたように、立入検査結果通知書交付の後2週間、14日をもって公表するというめどとなっております。本来、公表制度の趣旨といいますのは、命令で違反是正をするまでに数か月を要することから、その間に、もしそういう危険な防火対象物を一般の住民の方が利用することによって、危険に遭遇するということを公表することによってそれを自らが回避してくださいというのがこの公表制度の本来の趣旨であります。今、議員の質問で、その命令というこの条文につきましては、ちょっとこちらの理解不足でして、これちょっと調べさせていただきますが、基本的には警告、検査通知をしてから14日で公表いたしますので、本来の違反是正の命令は従来どおり警告しまして、それから、所定の手続をして命令はいくんですけれども、その間が非常に長いと、数か月に及びます、かかりますので、その命令とこの条文に書いてある命令はちょっと時期的には一致はしないと私は考えます。

今、このような答弁しかできません。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

原田久夫議員。

○2番（原田久夫君） わかりました。非常にこの難しい制度ができたなと私は解釈します。命令は5条命令かと思うんですが、この公表というのは非常に防火対象物、要するに、施主さんのいわゆる名前を公表するということになるかと思うので、十分注意をしてもらわないいけないという点もありますし、明確にもう少し規程、規則で定められると思うんですが、やはり内容をうまく利用して是正をしていただきたいと思います。この中で条例規定に違反する場合という条例というのは、火災予防条例違反なのか、その違反でいいですね。命令とは、いわゆる5条命令、11条関係では危険物は関係なしに特定防火対象物に係る固定用消防用設備の重大な違反と、この解釈でいいわけですね。

○議長（長谷川勝己君） 森本純生君。

○消防部長（森本純生君） 原田議員の御質問に答えさせていただきます。

先ほどお話しされたように、重大な違反、先ほどお話しした屋内消火設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない建物を公表するということでございます。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

岡崎義樹議員。

○1番（岡崎義樹君） 少しお尋ねします。この重大な消防法令違反のことですけれども、ホームページで見ますと、リーフレット等を配布ということがありましたが、これはいつ頃されるのか。また、これこの条例ですけれども、神戸市では平成26年10月、西宮市では28年4月、姫路市では29年4月とありました。今回、北はりまの消防組合では、今回、このように31年ということは神戸市より約5年遅れてるということは何か理由があったんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（長谷川勝己君） 消防部長、森本純生消防部長。

○消防部長（森本純生君） 岡崎議員の御質問に答えさせていただきます。

リーフレットの件につきましては、今回、条例提案させていただいております、この件が可決されますと、先ほど御説明させていただきましたように平成31年4月から実施するというのでリーフレット等を作成し、対象の事業主さんには御説明させていただきます。

それと、神戸市、姫路市等の開始時期が違うということですが、この件につきましては、政令都市は国から早くしろということがございまして実施されております。それと、姫路市さんについては、人口20万人以上ということで、これも県の方からの通知ということで、平成30年までに実施してくださいと。北はりま消防組合は人口が20万人未満とい

うことで、これにつきましては31年4月から実施してくださいということで、県の方から指導がありましたのでこの時期となっております。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

7番、大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） 今、この施行期日、県の方からは31年4月というふうなお話でしたのですけども、今既にこういった重大な消防法令に違反する、そういう施設っていうのはあるんですか。

○議長（長谷川勝己君） 森本純生消防部長。

○消防部長（森本純生君） 昨年12月末現在のデータでございますが、北はりま消防管内で14件ございます。そのうち1件が近日中の報告があったんですが、改善する方向での計画書が提出されたということで、今のところ13件という状況でございます。

○議長（長谷川勝己君） 大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） 県の方の指導ということで31年ですけども、市民にとったら、北はりまの住民にとれば、あるいはどこから人が来るか分からないですよ。そういった人たちにこの施設は安全ですよ、いや、危険ですよとかいうようなことは1日も早く知らせないといけないことだと思うんですよ。どこに住んでおろうが、どこの施設であろうが人間の価値っていうのは変わらないわけですから、そういった中で、北はりま地区については31年4月1日だと。今、14件ありますけど、13件ですか、になりましたけども、そこら辺の人たちに早くですね、もう既に点検がされて改善命令とかが出てるでしょうかね。早くさせるためにもこれ1年も先にするのではなしに、半年であったりとか、そういうことは考えられないんですかね。

○議長（長谷川勝己君） 予防課長、岡田堅三君。

○予防課長（岡田堅三君） 失礼いたします。大畑議員の御質問にお答えをいたします。

基本的には、先ほどの言いましたように人口20万人未満の消防本部につきましては、兵庫県において兵庫県下予防担当者会議で平成31年4月1日までに、全ての消防本部において本制度を実施するという申合せがございまして、それに基づいて実施するものでございます。各消防本部の実情もその際検討され、その実施について31年4月1日と申合せがなされまして、現在条例を改正をしておる状態です。先ほども大畑議員も言われましたように、誰がこちらのほうへ、こちらの地域に来られるか分からないという状況にもありますので、できるだけ早くということではございますが、その1年間という期間をもって住民の皆様にも周知を図り、それと、防火対象物の関係者の方にもその趣旨を説明し、不備があれば改善していただくという期間を1年間持つておるということになると思います。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） この防火対象物に、そういったスプリンクラーを設備しないといかんとかいうのは初めからわかっているわけですよね。今、新たに制度ができたわけじゃないですよね。今できたんだったら1年とか2年とか期間は必要だと思うんですよ。でも、そうじゃないですよね、そういうことは。だから、なぜそこまで猶予する必要があるのかということなんですよ。

○議長（長谷川勝己君） 森本純生消防部長。

○消防部長（森本純生君） 先ほど大畑議員の御質疑について回答させていただきますが、建設された当初は、今言った設備をしなくてもよかったということです。それが、その後、日本全国各地でいろいろな災害が発生して、法が変わりまして、今までつけなくてよかったところに新たに付けなさいというような法の改正がございました。それと、今言った屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備についても、これまで定期的に査察等で、その事業所に対しては取り付けてくださいという指示はしてきております。ただ、向こうさんも言い逃れいうんですけど、金がないとか、結局、そういうような言い逃れを今までされてきて、それ以上の上位の措置を取っていなかったというのが状況でございます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第8号議案、北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 第9号議案

#### 北はりま消防組合指定金融機関の指定の変更の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第10、第9号議案 北はりま消防組合指定金融機関の指定の変更の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

○企画財政課長（石井満君） 企画財政課長。

○議長（長谷川勝己君） 企画財政課長、石井満君。

○企画財政課長（石井満君） それでは第9号議案、北はりま消防組合指定金融機関の指

定の変更の件につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、北はりま消防組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を平成30年4月1日から現在の株式会社みなと銀行から株式会社三井住友銀行へ指定変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

平成30年4月1日から当組合事務所の所在地が西脇市となるため、北はりま消防組合規約第9条第2項の規定により、西脇市の会計管理者をもって充てることに伴い、西脇市の指定金融機関である株式会社三井住友銀行を組合の指定金融機関に指定させていただくものでございます。

以上で、第9号議案の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

7番、大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） それ今の理由はわかるんですが、かといって、西脇市のどう言うんですか指定金融機関に合わないとだめだという法的な根拠というんですかね、規定はないわけですよね。便宜的にそのほうが会計管理者として便利だからということだと思うんですね、西脇市にも、西脇市内にもみなと銀行ございますし、なおかつ、この変更に伴う事務処理っていうのが、事務の変更というのはかなり発生するんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういったことも考えた上で、なおかつ、やはり三井住友にするほうがいいんでしょうか。

それと、三井住友とみなと銀行との指定の変更することについて、公金の取扱いについてですね、条件的なものに変化が生じるのかどうか、そういったところを御説明いただきたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 企画財政課長、石井満君。

○企画財政課長（石井満君） 先ほどの御質問ですけれども、今現在、会計管理者の引継ぎも行っております。加東市の会計管理者、それと西脇市の会計管理者、その辺と調整させていただきまして、西脇市の会計管理者さんの御意向もありまして、西脇が指定しております三井住友銀行にさせていただくもので、特に法的な義務というのはございませんけれども、先ほど申しましたように指定金融機関を指定する場合は議決が必要ですので、今回の議決とさせていただきます。

指定金融機関が変わるために、やはり公金の移動等が発生してきます。それにつきましても、昨日、会計管理者同士、私どもと金融機関と調整をさせていただきまして、今のみなと銀行さんにお支払いしております事務手数料、月1万円ですけれども、その範囲の中でさせていただくということで御承認をいただいておりますので、特にその金額が増えるとか、そういったことはございません。

あと、西脇市さんのほうで、私ども年間約4,000件の命令書とか収納も合わせて件

数がございます。それを西脇市の三井住友銀行ではなく、みなと銀行さんに西脇市に行ったときに指定をしてしまいますと、財務会計処理を今西脇市さんのほうで構築を、財務会計システムの構築を、西脇市さんで構築をいたしました。そのシステム上、送金につきましては、ウェブというシステムで自動的に送るようにしておるんですけれども、そこに少し弊害が出てきますので、そういった意味も込めまして西脇市の指定金融機関であります三井住友銀行さんを指定させていただきました。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第9号議案、北はりま消防組合指定金融機関の指定の変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 第10号議案

#### 平成30年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第11、第10号議案 平成30年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

企画財政課長、石井満君。

○企画財政課長（石井満君） それでは、第10号議案、平成30年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

平成30年度予算は、現在進めています多可北、多可南出張所の建設経費、人事給与システムを更新するための経費、はしご自動車1台をオーバーホールするための経費等を計上しています。また、消防体制整備計画及び署所配置計画に基づき、多可北出張所に新規配備する消防ポンプ自動車及び事務連絡車の購入経費、水槽付き消防ポンプ自動車及び資機材搬送車の各1台を更新する経費を計上しています。

それでは、予算書により説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億2,106万6,000円と定めます。

第2条、地方債ですが、4ページの第2表をごらんください。消防施設整備事業の限度額、1億920万円を表の条件により起債を発行いたします。



恐れ入ります、もう一度1ページをお開き願います。

第3条、一時借入金は、平成30年度中における資金不足を補い、各事業の円滑な執行を確保するため、借入限度額を3,000万円と定めるものでございます。

次に、予算説明書で詳細について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。歳入です。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 消防費市町負担金は、28億312万2,000円で、前年度と比較いたしまして3億6,345万8,000円の増額となっています。

負担金の内訳は説明欄のとおり、西脇市7億275万5,000円、加西市6億6,926万9,000円、加東市6億2,122万8,000円、多可町8億987万円です。

なお、別紙で平成30年度北はりま消防組合一般会計予算市町負担金内訳を添付いたしております。

第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料、第1目 消防手数料は、諸証明等手数料及び危険物関係手数料を合わせまして、前年度と比較し、13万円増額の247万1,000円を見込んでいます。

第5款 財産収入は、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金で、財政調整基金積立金及び消防施設整備基金の積立金利子分として合計25万円を計上し、同じく第2項 財産売払収入、第1目 物品売払収入で、消防自動車の売払収入100万円を見込んでいます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は100万円を計上しています。

第9款 諸収入は、第1項 組合預金利子、第1目 組合預金利子として1,000円を。

10ページになります。第2項 受託事業収入、第1目 消防費受託事業収入は、兵庫県から管理委託を受けています多可町内の3つのトンネル非常警報装置の管理受託収入で134万7,000円を計上しています。

同じく、第3項 雑入、第1目 雑入は、保険事務手数料や消防学校入校個人負担金など、267万5,000円を計上し、前年度と比較し、84万8,000円の減額となっています。消防学校入校個人負担金、雇用保険料個人負担金の減額が主な理由です。

第10款 組合債、第1項 組合債、第1目 消防債は1億920万円を計上し、前年度と比較し3,690万円の増額となっています。消防車両3台及び全国瞬時警報システム、通称Jアラートの整備分です。

12ページをお開きください。歳出です。第1款 議会費は、議員報酬、議会の運営に関する経費で、第1項 議会費、第1目 議会費は33万7,000円を計上し、前年度と比較し5万2,000円の減額です。議会開催のための会議室等使用料の減額です。

第2款 総務費は、監査委員等報酬、人事給与や財務会計システム等の経費、消防施設

整備基金の積立金等で、第1項 総務費、第1目 総務費は3,849万6,000円を計上し、前年度と比較し543万4,000円の増額です。

人事給与システム更新経費、産業医の委託経費が主な増額要因となっています。

また、15ページの25節 積立金は、前年度と同様に消防施設整備基金として2,000万円を積み立てます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費は、20億250万円で、前年度と比較し414万3,000円の増額となっています。

人件費ですが、消防職員は209名で、前年度と比較して5名の減、嘱託職員1名と再任用短時間勤務職員7名は、前年度と同人数で合計217名分を計上しています。

2節 給料は、7億9,389万3,000円で、前年度と比較し698万2,000円減額。

3節 職員手当等は、5億6,596万4,000円で、前年度と比較し802万6,000円増額。

4節 共済費は、2億7,818万9,000円で、前年度と比較し86万6,000円増額。

7節 賃金は、1,867万5,000円で、前年度と比較し58万7,000円増額。

8節 報償費は、前年度と同額の19万1,000円。

9節 旅費は、239万2,000円で、前年度と比較し2万1,000円減額。

11節 需用費は6,916万5,000円で、消防用デジタル無線基地局3基地局の落雷対策を実施するため、前年度と比較し307万2,000円増額。

説明欄は17ページとなりますが、12節 役務費は、3,248万1,000円で、救急隊及び指揮隊の携帯電話をスマートフォンに更新し、医療情報の確認や災害状況の共有を図るため、通信運搬費を増額し、前年度と比較し44万1,000円増額。

13節 委託料は、8,065万2,000円で、加西消防署のはしご車をオーバーホールするための経費の増額等により、前年度と比較し3,411万円増額。

14節 使用料及び賃借料は、1,192万円で、施設使用料の減額等により、前年度と比較し147万6,000円減額。

16節 原材料費は、11万1,000円で、前年度と比較し2,000円増額。

18節 備品購入費は、1,675万円で、前年度と比較し1,331万1,000円の減額です。

細節の事務用備品購入費は、事務用パソコンを年次計画で更新する計画の2年目として35台分及び重要書類保管ロッカーを計上、庁舎整備備品は多可北及び多可南出張所の新庁舎整備備品を計上しています。

19節 負担金、補助及び交付金は、1億3,047万8,000円で、前年度と比較し2,104万7,000円の減額です。

研修負担金、説明欄は19ページとなります。退職手当組合負担金、庁舎管理負担金を減額しています。

27節 公課費は、車両30台分の重量税163万9,000円です。

次に、第2目 消防施設費は、5億8,856万円で、前年度と比較し3億7,952万6,000円の増額となっています。大幅な増額は多可北、多可南出張所を建設するための経費、多可北出張所へ新規配備する車両2台を含む車両4台の購入が主な要因です。

9節 旅費の19万2,000円は、車両検査に伴う旅費です。

12節 役務費は、69万9,000円で、前年度と比較し87万9,000円減額。多可北、多可南出張所の完了検査等の申請手数料と車両4台の登録手数料及び保険料です。

13節 委託料は、3,020万円で、前年度の庁舎設計委託料と比較し1,950万円の減額で、多可北、多可南出張所の建設工事に伴う監理委託料です。

15節 工事請負費は、4億3,963万6,000円で、前年度と比較し3億8,139万6,000円の増額です。多可北、多可南出張所の建設工事費及び建設に伴う指令システム移設工事、加西消防署の空調設備の改修工事、Jアラートの改修工事です。

18節 備品購入費は、車両4台の購入経費として1億1,440万円を計上し、前年度と比較し3,640万円の増額です。多可北出張所へ新規配備いたします消防ポンプ自動車1台及び事務連絡車1台を購入。更新する車両は東条出張所の水槽付き消防ポンプ自動車1台、加西消防署の資機材搬送車1台の計2台で、どちらも車両更新基準を大幅に経過しており、経年劣化により緊急車両としての安全性等を考慮した上での更新です。

19節 負担金、補助及び交付金は、127万9,000円で、前年度と比較し1,807万円減額。給水工事の負担金や加入分担金です。

22節 補償、補填及び賠償金は、多可町の出張所建設のための電柱等の物件移転補償費として200万円。

27節 公課費は15万4,000円で、購入する車両4台分の重量税です。

第4款 公債費、第1項 公債費は、2億8,717万3,000円で、前年度と比較して1,162万4,000円の増額となっています。

償還元金は2億8,311万2,000円で、前年度と比較し1,364万2,000円の増額となっています。平成24年度車両更新借入れの元金償還の終了、平成28年度車両更新分の元金償還の開始による差引きによるものです。また、償還利子403万5,000円、一時借入金利子2万6,000円を計上しています。

20ページにかけての第5款 予備費は、予期せぬ支出に備え、前年度と同額の400万円を計上しています。

なお、予算書の22ページ以降に記載しています給与費明細書、地方債に関する調書につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきたいと思っております。

以上、第10号議案の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

ございませんか。

大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） これは管理者のほうからお答えいただくほうがいいのかと思うんですけども、事前に1月の臨時議会のときの議員協議会で通知をしております、いわゆる情報公開条例ですね、それから個人情報保護条例これがあるんですが、その中で、情報公開、個人情報の公開を申請するに当たってですね、手数料が規定されているわけですね、250円の手数を徴収されています。関係市町では、加東市と多可町は無料でございます。西脇市が250円、加西市が300円、こういう規定があるわけでございます。そして、また、西脇多可行政事務組合のほうで250円であったと。そういう経過から合併協議の中で最終的には250円に決まっていたと、こういう経過をこれに先立ち、本会議に先立ち開かれました議員協議会で、事務方のほうから説明を受けたわけですが、もともと合併に際してはですね、その住民負担が軽減される方向で合併協議がなされるのが普通であろうと、このように思っております。そういった中で、加東市はこれまで無料であったものが、加東市の市民からすれば、申請するのに250円の負担をしないとイケないと、こういう結果になって、加東市民だけが不利益を被っているという状況にあるわけです。合併のときにどういった、そこまで、細かいところまで考えられてなったのか、いや、それも承知の上でなったのか、その辺りは分かりませんが、合併の基本というのは先ほど申しましたように、一番住民の不利益にならない方向で協議がなされるのが当然だと思いますので、是非とも、この部分については無料の方向で見直していただきたいと、このように思うんです。1月に、そういうふうなことを申し上げましたので、もしかしたら、もう無料とする条例改正案が出てくるのかなと思って期待しておったんですけども、それがなかったわけです。是非ですね、その方向で検討をお願いしたいと思うんですけども、管理者のお考えをお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○議長（長谷川勝己君） 管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） ただいま大畑議員の御質問、御質疑でございますが、まず、申し訳ございません、議員協議会の中でそういう話があった、そのことを実は承知をしていなかったというのが今の実態でございます。おっしゃったように、合併というのは、合併といいますか、いわゆる署所の統合といいますか、そういう消防署のいわゆる統合といいますか、そういうことでこの組合が進んできた。一つには、実態のこの合併ということも一方であるんですが、確かに合併協議というのはサービスは高くする、けれども負担は低くするというのが一つの流れであったというふうに、これまで私どもも合併の協議の中で、これはいわゆる自治体の合併というのでは、そういう思いで取り組んできたところでござい

ます。今、不利益という部分をどう捉えるのかというところでございます。これまでの例えば旧消防本部、いわゆる加東消防署、加西消防、にしたかという、こういう中でも扱いが違っておったんだらうというふうに思っております。そのことをその統合協議の中で、今回のいわゆる北はりま消防組合発足に向けて、どういった調整があったのか、なかったのか、本当にその部分も今となっては記憶が定かでございます。ただ、今、御指摘いただいた部分、これはもちろん私ども一存ではありませんけれども、それぞれ管理者のまた意見をお聞きしながら、その辺りについては、必ずしも今御指摘のあったようなことになるとはまだ、この場では言い切れませんけれども、協議は一度してみたいというふうに思います。同じやはり認識をまず情報といいますか、そういう思いを持つことから始めなければ物事は前に進まないというふうに思っておりますので、今御指摘いただいたことについては、今後のまたいわゆる管理者会等で協議をしてまいりたいと、こんなふうに思います。今の段階では、そういったお答えしか申し上げられません。

○議長（長谷川勝己君） 大畑一千代君。

○7番（大畑一千代君） 念のためにお伝えしておきたいですけれども、この情報公開っていうのは市長も御存じかと思うんですが、管理者も御存じかと思うんですが、平成10年前後ですかね、早いところではもう平成8年ぐらいから政令指定市、都道府県を中心に情報公開に踏み切ったと。これは何でかといいますと、やっぱり参画と協働というようなことが言われかけて、参画、そして協働でみんなでまちづくりをするためには、情報を公開あるいは情報をどんどん提供する。それがなかったら、その参画と協働なんか無理だと、そういう発想からもあったと思うんですよね。そういったところで、政令指定市であったり、都道府県はもう全て無料です。後から追い掛けて国の方が有料で、その情報公開法っていうのを作っていったわけですが、早いところほどですね、都道府県なんかはもう全部無料という状況でございますので、持っている情報というのは全て市民のものだというふうな考え方で立つと、無料であるのが当然だと、申請の手数料は無料にするのが当然。実費はコピー代であったり、あるいは、電子データでもらう場合の実費は、これは負担するのは当然だと思うんですが、申請の手数料については、これは無料が私自身は当然だと、このように思っておりますので、是非、その方向で検討いただきたいと、このように思います。

それと、今、この予算のほうに戻りますけれども、予算、今、この施設の整備であったり、車両の更新であったり、こういったことが今、説明があったわけですが、そういったものを、例えば西脇の消防署、あるいは出張所には、今、こういう車両があって、それをそのうち、これを更新して、そのためにこれだけの予算が要るんだといったような、何か説明書というものが突出する部分だけで結構ですからね、施設をこういうふうに解消するためにこれだけのものが要るんだというふうな、そういった何か資料をですね、後にしても結構ですから頂けないでしょうかね。お考えをお聞かせください。

○議長（長谷川勝己君） 森本部長。

○消防部長（森本純生君） 先ほど大畑議員の御質疑がありました、突出する部分の資料ということですが、今回、用意しておりませんので、後日配布ということできさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから第10号議案、平成30年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件は議了いたしました。

これをもって、第27回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後4時12分 閉会

挨拶

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして一言御礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に付議された案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものがございます。

議員各位におかれましても、体調管理には十分御留意され、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを御期待申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、第27回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案を申し上げました9件の議案につきまして、原案のとおり決定をいただきました。心から御礼を申し上げます。

この消防組合が発足して丸7年になろうとしてございます。いよいよこの30年4月から8年目という、そんな時期でございますが、一つの流れと申しますか、そんな思いがいたしてございます。30年からは、この本部が西脇市に移る、そして管理者も、実は、管理者は全員同等の立場ではございますけれども、しかし、やはりその中の代表ということ

で、私自身がこの7年間務めさせていただきました。その間には、さまざまな協議もあつたり、いろいろとやってきましたけれども、それが今度は西脇市、西脇市長のほうで管理者を務めていただくということになるわけですが、また、とはいいいましても、我々も一緒になって、またさまざまなことを協議してまいりたいと、こんなふうに思うところがございます。決して管理者でなくなったからその責任を逃れるとか、そんなことは毛頭思っておりません。大事なこの組合でございますので、これからも一緒になって取組を進めていきたいと、こんなふうに思うところがございます。市民の、住民の方々のこの安全、安心、そういったことはやはり一番に置きながら事務事業の推進に取り組んでまいりたいと、このように思うところがございます。議員各位におかれましても、何とぞ変わらず御支援、御協力を賜りますように申し上げますとともに、また、それぞれの構成市町におきまして、3月定例会間もなく開会という運びになっておろうかと思っておりますが、御健勝にて御活躍をされますことを心からお祈りを申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者の挨拶が終わりました。

これにて、散会いたします。

どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長

長谷川 勝 己

会 議 録 署 名 議 員

大 畑 一 千 代

会 議 録 署 名 議 員

笹 倉 政 芳





